

敦煌寫本中の『法苑珠林』と『諸經要集』

本井牧子

ともに道世の編にかかる『法苑珠林』および『諸經要集』は、佛典からさまざまな記事を抄出し、事項によって分類して集成した佛教類書とよびうるものである。こういった佛教類書には多くの本生譚や因縁譚といった説話的記事も含まれているが、これらの記事が東アジアにおいて説話文學や唱導文藝などの源泉となったことは広く認められつつある。テーマごとに類聚するという類書の形式が、説話集編纂、あるいは唱導といったさまざまな場において、目的に適った説話を検索する際に大いに功を奏したであろうことは想像に難くない。佛教類書は佛典と佛教文學とをつなぐものとして、文學史上大きな役割を果たしたといつてよい。

一方で、佛教類書そのものの流布状況については、十分に明らかにされているとはいいがたい。特に、『開元釋教錄』および『貞元新定釋教目錄』にもれた『法苑珠林』にいたっては、近年急速に進展しつつある日本の古寫經調査においてもその古寫本の存在が報告されておらず、開寶藏の續藏分として板行されるまでの流布状況をうかがう手がかりが極端に乏しい¹。そういったなかで、敦煌寫本中に『法苑珠林』に關連する寫本が數點殘存していることは重要である。これらは確認できる『法苑珠林』のテキストとしては最古層に屬するものであり、『法苑珠林』の實際の使用について、さまざまな問題を示唆するものである。ところがこれらのテキストについては、いまだ整理がなされていない。そこで本稿では、敦煌寫本における佛教類書の基礎研究の第一歩として、まず管見に入った『法苑珠林』に關連する寫本を一覽し、書誌的なデータを提供することとする。同時に『法苑珠林』と同じく道世の手になり、同文的同話を多く含む『諸經要集』についても、關連する寫本を檢討の對象とする。これらの寫本のさまざまな様態からは、敦煌における佛教類書享受の様相の一端がうかびあがってくると考えられる。

¹拙論「徳運寺藏『法苑珠林』—付『法苑珠林』諸本略史—」（國際佛敎學大學院大學學術フロンティア實行委員會編『徳運寺の古寫經（愛知縣新城市徳運寺古寫經調査報告書）』、2009年）。

一、『法苑珠林』・『諸經要集』 敦煌寫本

敦煌寫本中で『法苑珠林』および『諸經要集』に該当するとみられる寫本は、管見の限り以下の六點である。

- ・ BD01191：『諸經要集』
- ・ P.3653：『諸經要集』
- ・ P.2295：『諸經要集』
- ・ S.5915：『法苑珠林』
- ・ S.5624：『法苑珠林』
- ・ P.2163：『諸經要集』

このうち、現状で全文書寫本と判断できるのは BD01191 一點のみであり、それ以外は『法苑珠林』あるいは『諸經要集』を抄出したもの、ないし簡約化したものと考えられる。『法苑珠林』や『諸經要集』から、おそらくはその使用目的に應じて、比較的自由に本文を抄出、簡略化して利用することがしばしば行われていたことがうかがえる。當然ながら、こういった書寫態度は如來金言たる經典の書寫態度とは一線を畫するものである。以下、各寫本について書誌データを示しつつ、順にみていくこととする²。

敦煌寫本中、唯一の全文書寫本と考えられるのが、BD01191 である。まず書誌データを示す。對應部分の項目には、大正新修大藏經所收本（以下「大正藏」）の對應卷、部、篇、緣等を示した。

○BD01191（北京 8406、宿 91）

界線：ありカ

題記：首題：缺 尾題：「諸經要集卷第十一」

卷篇部注記：「罪行緣第三」「福行緣第四」「罪福緣第五」

對應部分：『諸經要集』卷 11 業因部 19 發業緣 2 の途中～末尾

卷頭は缺損しているが、殘存部分は『諸經要集』卷十一の途中から同卷末尾までに對應しており、省略はみられない。「罪行緣第三」等の章題もそなわっており、尾題に「諸經要集卷第十一」とあることから、『諸經要集』卷十一を一巻に全文書寫したものと考えられる。

次に挙げる P.3653 は、現在は第六紙の後に白紙（後補）をはさんで第七紙が繼がれるという形になっているが、第七紙は三十字あまりの小さな紙片であり、『諸

²BD01191 は現物未調査のため『敦煌寶藏』の寫眞による。それ以外は落合俊典氏、宮井里佳氏との共同調査における調査データに基づく。書誌事項に関しては赤尾榮慶氏に多くのご教示をたまわった。

『諸經要集』に對應部分がないものである。そのため、第七紙については別の斷簡がつぎあわされたものと考え、ここでは考察からはずすこととする。以下、特に注記しない限り、通し番號（①～）は紙數を表す。

○ P.3653

紙數：6紙＋斷簡1紙（『諸經要集』に該當箇所なし）

法量：縦 29.0cm

横 ① 11.8cm（前缺）、② 38.4cm、③ 38.0cm、④ 37.8cm、⑤ 37.2cm、
⑥ 12.5cm（後缺）、＋⑦縦 15.9cm × 横 8.2cm（別紙斷簡）

界線：なし

題記：なし

卷篇部注記：なし

對應部分：『諸經要集』

①～④ 卷9 擇交部 16 債負縁 4

⑤⑥ 卷9 擇交部 16 懲過縁 5

卷頭が脱落しているものの、第四紙までは『諸經要集』卷九擇交部十六債負縁四とよく對應しており、第四紙の末尾がちょうど「債負縁四」の末尾にあっている。大正藏ではこのあとすぐに「懲過縁第五」がつづくが、第五紙の冒頭（「又法句經云」）は内容的には「懲過縁第五」の途中部分にあたる。第四紙と五紙との間に、大正藏の行數にして七十五行程の本文が缺けており、これを省略とみれば、『諸經要集』を一部省略しつつ寫したものということになるが、間にあった一紙が物理的に脱落した可能性も考えられる。

第一紙から第四紙までは、文字の雰圍氣や行配りなど、BD01191 と非常に近い印象を受ける。一方、第五紙および六紙は、第四紙までに比べて文字が大きく、一行文字數も少なくなっており、筆も異なるように見える。もともと一つづきのものであったのかについても慎重を期する必要がある。

途中に省略（もしくは脱落）があるとはいえ、全體的には比較的『諸經要集』に忠實な書寫態度がうかがわれる本といえよう。

次の P.2295 は『諸經要集』を、部分的に省略しつつ書寫した本と考えられる。

○ P.2295

紙數：12紙

法量：縦 26.0cm

横 ① 0.9cm（前缺）、② 38.1cm、③ 37.6cm、④ 38.1cm、⑤ 38.9cm、
⑥ 22.4cm、⑦ 35.6cm、⑧ 38.1cm、⑨ 37.2cm、⑩ 9.1cm、⑪ 37.5cm、

⑫33.6cm (後缺)

界線：なし

題記：なし

卷篇部注記：「引證縁第四」「歎徳縁第三」「然燈縁第三」

對應部分：『諸經要集』

②～⑥ 卷4 入道部4 引證縁4

⑦⑧⑨ 卷4 唄讚部5 引證縁2～歎徳縁3

⑨⑩ 卷4 香燈部6 華香縁2

⑪⑫ 卷4 香燈部6 然燈縁3

現存部分は「入道部第四」から「香燈部第六」にわたるものであるが、「～部」については注記がなく、「～縁」という章題を掲出し、すぐに改行してその章に含まれる記事を引用するという形式になっている。ただし、全文を書寫したのではなく、「～縁」という章のレベルで省略された部分がある。以下に「入道部第四」以下の構成を一覧し、P.2295に引かれる章には○印を付して示す。()を付した部分は残存していない部分である。

部	縁			
	(述意縁第一)	(欣厭縁第二)	(出家縁第三)	○引證縁第四
入道部第四	(述意縁第一)	(欣厭縁第二)	(出家縁第三)	○引證縁第四
唄讚部第五	述意縁第一	○引證縁第二	○歎徳縁第三	
香燈部第六	述意縁第一	○華香縁第二	○然燈縁第三	(懸幡縁第四)

章の趣意を述べた「述意縁第一」を引かず、具体的な説話を含む章を引いていることがうかがわれる。「～部」の表記がないのは、各部の冒頭に位置する「述意縁第一」を引かなかったことによるものとも考えられる。また、章によって記事の引き方にも粗密がある。例えば「入道部第四」「引證縁第四」は、遺漏なく記事を引いているのに対して、「香燈部第六」「華香縁第二」では、十三條のうち「採華授決經云」という一條しか引いていない。「華香縁第二」で省略されている部分には、「百縁經」に由来する説話(因縁譚)も含まれてはいるが、華香を供養する際の作法に関する記述や、功德を一般的に述べるものが多い。「述意縁」を引かないことともあわせて、本寫本の関心が具体的な説話の部分にあったことを示すものであろう。

次に挙げるS.5915およびS.5624は形態の上で注目される寫本である。まずS.5915の書誌データを示す。『敦煌寶藏』掲載の寫眞の順に、半葉ごとに通し番號(①～⑩)を付した。

○ S.5915

装訂：もと列帖装

法量：縦 22.2cm × 横 13.6cm (①②)

界高 7.1cm 天界 3.3cm 地界 3.2cm 界巾 1.8cm

界線：あり (朱)

題記：なし

卷篇部注記：なし

對應部分：『法苑珠林』

⑬卷 67 怨苦篇 77 感應縁 *中斷カ

⑮⑯卷 68 業因篇 78 十善部 4 *中斷カ

①②卷 74 十惡篇 84 偷盜部 5 互用部 5

③～⑧卷 75 十惡篇 84 邪婬部 6 呵欲部 2

⑨～⑪卷 75 十惡篇 84 邪婬部 6 姦偽部 3

⑫白紙

⑭手習カ「如是我聞一時佛／佛說般若波羅蜜多經一卷」

現状では両面に書寫された八つの紙片であるが、もとは列帖装であったものが半葉で切斷されたと推測される。⑤⑥-⑦⑧、および⑨⑩-⑪⑫は、それぞれ一葉であったもので、切斷部に綴穴が九つ残っている。部分的に連続するところはあるものの、すべてがつながるわけではなく、もとの帖の一部分のみが残っていると考えられる。全體がどの程度の分量であったかについては手がかりがないが、懐中できるサイズであることから、携帯用に『法苑珠林』から抜書したものである可能性が考えられる。本文は端正な楷書で丁寧に書寫されているが、一方で本文の途中で終わっているところや書き損じも目立つ。なお、⑬には卷六十七怨苦篇七十七の「感應縁」に含まれる中國の説話が書寫されている。佛典所載のもの以外の説話へも関心が及んでいたことを示す例として注目される。

題記および卷篇部などの注記はみられないが、⑭の手習のなかに「法苑」「珠林」と判讀できるものがある。敦煌寫本のなかに「法苑珠林」という題記をもつものは管見に入っていない。本寫本の散逸部分などに「法苑珠林」の文字があった可能性を示唆するものとして、手習とはいえ『法苑珠林』の書名を記したものがあることは注目してよいであろう。

次の S.5624 もまた『法苑珠林』の抄出本と考えられるものである。『敦煌寶藏』掲載の寫眞の順に通し番號 (①～⑩) を付して示す。

○ S.5624

装訂：もと折帖か

法量：A (①～⑳：13片) 縦 28.0cm × 横 8.5cm 前後 1折7行

界高 26.0cm 天界 1.0cm 地界 1.0cm 界巾 1.2cm

B (㉗～㉙：2片) 縦 30.5cm × 横 8.3cm 1折6行

C (㉕㉖：1片) 縦 29.5cm × 9.3cm 1折6行

界線：あり (朱)

題記：なし

卷篇部注記：㉒「校量部」、①「故塔部」

對應部分：『法苑珠林』

(A 表) ⑮卷 32 眠夢篇 26 善性部 3

㉒⑦卷 33 興福篇 27 校量部 4

⑤卷 34 攝念篇 28 引證部 2

㉑卷 36 華香篇 33 引證部 2

⑰卷 36 唄讚篇 34 引證部 2

③②①卷 36 唄讚篇 34 音樂部 4

①卷 38 敬塔篇 35 故塔部 6

㉔⑬卷 39 伽藍篇 36 致敬部 3

⑨卷 41 供養篇 38 引證部 2

⑫卷 41 受請篇 39 請僧部 2

(A 裏) ⑪卷 42 受請篇 39 施福部 9

⑩卷 43 輪王篇 40 七寶部 3

⑭㉓卷 43 輪王篇 40 育王部 5

④卷 44 君臣篇 41 王都部 6

⑱⑲卷 45 納諫篇 42 引證部 2

⑥卷 47 懲過篇 46 引證部 2

⑧㉑卷 49 忠孝篇 49 太子部 3

⑯卷 49 不孝篇 50 五逆部 2

(B 表) ㉙卷 51 擇交篇 55 引證部 2

㉗卷 54 詐僞篇 60 詐貴部 4

(B 裏) ㉘卷 62 祭祀篇 69 獻佛部 2

⑳卷 64 慈悲篇 74 畜生部 4

(C 表) ㉖卷 90 破戒篇 88 引證部 2

(C 裏) ㉕卷 91 賞罰篇 91 引證部 2

*①②の裏面は白紙

現状では両面書寫された十五の縦長の紙片である (①②のみつながっている)。一見、貝葉寫本のような形にもみえるが、本文は表裏でつづくものではなく、ま

た、綴じるための穴もみられない。結論からいえば、この寫本は本來は折帖であったものが、一折ごとに切斷されたものと考えられる。①②は切斷される前の形を一部とどめたものである。現存の十五片は縦の長さおよび一折の行數によってA・B・Cの三つのグループに分けられる。もっとも殘存數の多いAグループを、前頁に示したように『法苑珠林』の對應箇所にあわせて配列しなおしてみると、裏面も前後することなく竝ぶ。對應する表裏を線で結んで示した。ただし、①②のみ裏面白紙である點は不審である。直接つながる紙片は多くはなく、間に相當數の脱落が考えられるとはいえ、Aグループで一帖を構成していたと考えるのが穩當であろう。折り目にあたる部分には空白行が一行あり、當初から折帖にするために書寫されたことがうかがえる。Aグループは『法苑珠林』の卷三十二から四十九に對應していることから、『法苑珠林』の二十卷分程度を一帖にまとめたものということになる。Bグループが五十卷代から六十卷代、Cグループが九十卷代と、三つのグループで卷が重複しないことを考えると、サイズや行數などが異なるものの、一具であった可能性も十分にある。そう考えると、全體として『法苑珠林』全百卷を五帖程度の折帖にまとめた簡約版であったということになる。

約二十卷分を一帖にまとめるとなると、かなり大膽な省略が必要となる。極端な例では卷ごと省かれている部分もある。例えば①では卷三十六唄讚篇三十四音樂部四の本文のあとにつづけて「故塔部」という章題がみられる。これは卷三十八敬塔篇三十五故塔部六にあたるので、間の卷三十七が完全に缺けていることになる。卷三十七には同じ敬塔篇第三十五の「述意部第一」「引證部第二」「興造部第三」「感福部第四」「旋繞部第五」までが收められている。塔に關する部分は、實際の法會においても重視されたであろうことが想像されるが、本寫本では新たに塔を建てることの功德を説く「興造部」ではなく、古い塔を修理することを勧める「故塔部」のみ引いている點は、あるいは敦煌における塔供養の實際を反映したものととも考えられ、興味深い。

なお、現状のように切斷されたのがいつの段階のことで、こういった意圖にもとづくものかについては不明といわざるをえない。

このように、『法苑珠林』を縮約した寫本があるのと對應するように、『諸經要集』の簡約版も現存している。P.2163がそれである。本文と同筆とみられる識語に開元二十三年(735)とあり、八世紀前半の『諸經要集』享受の様相をうかがわせる貴重な寫本である。

○ P.2163

紙數：後補1紙(八雙あり) + 40紙

法量：縦 27.0cm

横① 36.3cm (前缺)、② 38.0cm、③ 37.7cm、④ 37.7cm、⑤ 37.5cm、
⑥ 37.5cm、⑦ 37.6cm、⑧ 37.6cm、⑨ 37.6、⑩ 37.6cm、⑪ 37.7cm、
⑫ 37.8cm、⑬ 37.6cm、⑭ 37.5cm、⑮ 37.6cm、⑯ 37.6cm、⑰ 37.6cm、
⑱ 37.5cm、⑲ 37.8cm、⑳ 37.8cm、㉑ 37.7cm、㉒ 37.8cm、㉓ 37.8cm、
㉔ 37.8cm、㉕ 38.0cm、㉖ 37.9cm、㉗ 37.9cm、㉘ 38.0cm、㉙ 37.8cm、
㉚ 37.7cm、㉛ 37.7cm、㉜ 37.8cm、㉝ 37.8cm、㉞ 37.5cm、㉟ 37.7cm、
㊱ 37.9cm、㊲ 37.7cm、㊳ 37.5cm、㊴ 37.3cm、㊵ 6.0cm

界線：あり (押界)

題記：首題：「諸經要集」 (卷 18・20)、「經要集」 (卷 14・15・17)、「經集」
(卷 13・19)「集」 (卷 12)

*後補の紙に「諸經要集」 尾題：「金藏論」 (同筆別筆判断不能)

卷篇部注記：「罪復縁第五」 (卷 11) / 「欲蓋部第二十」「述意縁第一」「五
欲縁第二」「五生縁第四」「中陰縁第五」 (卷 12) / 「報類縁第二」「生
報縁第四」「後報縁第五」「定報縁第六」「不定縁第七」「善報縁第八」
「惡報縁第九」 (卷 13) / 「偷盜縁第一」「邪婬縁第三」「妄語縁第四」
「惡口縁第五」 (卷 14) / 「兩舌縁第六」「綺語縁第七」「慳貪縁第八」
「瞋恚縁第九」「邪見縁第十」 (卷 15) / 「詐親縁第二」「墮慢部第二十五」
「立志縁第三」 (卷 16) / 「酒肉部第二十六」「飲酒縁第二」「食
肉縁第三」「占相部内偈」「歸信縁第三」 (卷 17) / 「地獄部第十八」
「受報縁第三」「時量縁第四」「王都縁第六」「業因縁第七」 (卷 18) /
「送終部第二十九」「瞻病縁第二」「醫療縁第三」「安置縁第四」「斂念
縁第五」「捨命縁第六」「遣送縁第七」「受生縁第八」「祭祠縁第九」
(卷 19) / 「雜要部第三十」「八苦縁第一」「蟲寓縁第四」「五辛縁第
五」「嚏氣縁第六」「便利縁第七」「護淨縁第八」「鳴鍾縁第九」「衰相
縁第十一」「眠夢縁第十二」「雜行縁第十三」 (卷 20)

卷頭後補紙：「此集共釋道纂撰諸經要集較勘、大意相類、廣略不同。據其
集題、缺頭十一卷。請後樂道緇俗高尚哲人、願尋大藏經文、發心接
續者矣。」

識語：「維開元廿有三歲、于幽州寫記之」 (本文と同筆)

「王庭與呂蘭師兄勘校訖」

對應部分：『諸經要集』卷 11～卷 20

卷頭に後補された別紙に「此集共釋道纂撰諸經要集較勘、大意相類、廣略不同」
とあるとおり、『諸經要集』と大略は一致するものの、大幅に少ない本文となって

いる。巻頭が缺けているが、『諸經要集』の巻十一から末尾（巻二十）にあたることから、『諸經要集』全二十巻を二巻にまとめた簡約版であったと推測される。

抄出方法は巻や章によって粗密があり、例えば「妄語縁第四^{云々}」「惡口縁第五^云」（巻十四）などのように、章題は記しながら内容は省略する部分もあるが、部や縁といった章題すらあげずに省いている部分も少なくない。一方で、「不定縁第七」（巻十三）のように、ほぼ省略なしに引用する章もあり、筆寫者の恣意により抄出している様子がかがわれる。ただし、もとにしたのはかなり整った體裁の本であったと考えられる。形式的にもっとも整った巻二十の冒頭部分を引用する。

諸經要集卷第二十 此有十三縁 雜要部第三十
述意縁 怨苦縁 八苦縁 蟲寓縁 五辛縁 嚏氣縁 便利縁
護淨縁 鳴鍾縁 入衆縁 衰相縁 眠夢縁 雜行縁 八苦縁第一^{ママ}

大正藏の本文と比べると、大正藏では「此有十三縁」の注記が「雜要部第三十」に付されており、巻名のあとに「西明寺沙門釋道世集」と記されている以外は、ほぼ一致する。巻頭に目次をもった形式の本をもとに、抄出された本文と考えてよいであろう。前述のとおり、その抄出方法には粗密があるものの、引かれる記事内容としては、説話的な記述よりも、述意にあたる部分や問答體の部分など、教理的なものがめだつように思われる。このことは前頁にあげた巻編部の注記に「引證縁」がみられないことにも端的にあらわれている。

なお、末尾にみられる「金藏論」の文字は、『法苑珠林』や『諸經要集』と形式的にも本文的にも類似する『金藏論』との関連をうかがわせる。『金藏論』もまた『諸經要集』と同様に、佛典から記事を抄出してテーマごとに集成した類書というべき書物である。「～縁」という章をたてるなど、『諸經要集』と通じる点も多いことから、この寫本を『金藏論』と誤認しての書き込みとも考えられる³。

二、『法苑珠林』・『諸經要集』からの抜書

これまでにみてきた寫本は、程度の差はあるものの、『法苑珠林』あるいは『諸經要集』を書寫するという意識がかがえるものであった。一方、敦煌寫本のなかには、『法苑珠林』や『諸經要集』から記事を抜書したような短い寫本も残っている。これらはおそらく兩書が實際の使用に供された痕跡と考えられることから、これらの寫本についても書誌データを示しておく。

³『金藏論』もまた敦煌寫本のなかに數點が残っているが、いずれも省略なく書寫された全文書寫本とみられる。『金藏論』が七巻（あるいは九巻）と、百巻の『法苑珠林』や二十巻の『諸經要集』に比して小篇であったことも一因か。

その一本は S.3997 である。

○ S.3997

紙数：2 紙

法量：縦 29.8cm × 横① 25.6cm、② 44.4cm

界線：なし

題記：なし

卷篇部注記：なし

対応部分：

① 『珠林』 卷 37 敬塔篇 35 興造部 3 / 『諸經要集』 卷 3 敬塔部 2 興造縁 3

② 『珠林』 卷 41 供養篇 35 引證部 2 / 『諸經要集』 卷 5 受請部 7 供養縁 2

『珠林』 卷 42 受請篇 39 食法部 6 / 『諸經要集』 卷 5 受請部 7 食法縁 7

二紙からなる寫本に、十條程度の記事が書かれている。『法苑珠林』、『諸經要集』ともに対応箇所があり、いずれの場合でも出現順に前後するところはない。しかし、題記も卷篇部の注記もまったくみられないことから、『法苑珠林』『諸經要集』を書寫しているというよりは、必要な記事を抜書したと考えるほうが穩當であろう。内容としては、教理や具體的な作法に關連する部分が多くみられる。

S.4647 も一紙のみの短い寫本であるが、兩面にわたり『法苑珠林』と一致する記述がみられる。

○ S.4647・S.4647V (兩面)

紙数・行数：1 紙・50 行 (表) / 47 行 (裏)

法量：縦 28.3cm × 横 71.3cm

界線：なし

題記：なし

卷篇部注記：表：「降胎述」 裏「述背恩」「發願述」「救厄述」「僧寶述」

対応部分：『法苑珠林』

S.4647 卷 33 興福篇 27 洗僧部 8

卷 8 千佛篇 5 降胎部 4 述意部 1

S.4647V 卷 50 背恩篇 52 述意部 1

卷 49 不孝篇 50 感應縁

卷 62 祭祀篇 69 述意部 1

卷 63 祈雨篇 71 述意部 1

卷 34 發願篇 29 述意部 1

卷 65 救厄篇 76 述意部 1

卷19 敬僧篇8 述意部1

全體が『法苑珠林』からの抄出本文で成り立っているが、卷三十三興福篇二十七洗僧部八から七條を抄出する他は、ほとんどがさまざまな篇の述意部からの抄出であり、『法苑珠林』の卷序とは対応しない。「降胎述」等の注記は『法苑珠林』の篇とほぼ対応するが、引用箇所を示すというよりもむしろ、利用の際のインデックスとして付されていると思われる。述意部からの引用が大部分を占めるなかで、卷四十九不孝篇五十感應縁の説話が引かれている點は注目される。

これらの寫本においては、記事の前後でわずかな連關がうかがわれる部分はあるものの、全體として統一した意圖を見いだすことはむずかしい。しかし、S.3997には、塔や僧の供養にかかわる記述がみられ、S.4647では洗僧に関連する記述が大半を占めるなど、法會や儀式に関連する記述が多いことはみてとれる。特に、後者からは敦煌に『温室經』の講經に関連する資料が散見することなども想起される。これらの拔書が敦煌における法會のために作成されたと考えるのも、あながち的外れではあるまい。

三、『法苑珠林』・『諸經要集』利用の一様相

——授戒の儀禮とのかかわり

『法苑珠林』や『諸經要集』の利用の場ということを考える際に、手がかりとなりうるのがP.2370VとS.6888という二點の寫本である。これらの寫本には、先にみたS.3997やS.4647と同様、『法苑珠林』や『諸經要集』からの拔書が含まれているが、いずれも授戒の次第と連続して書かれている點で共通する。

まず、P.2370Vからみてみることにする。

○P.2370V

紙數：5紙

法量：縦25.2cm

横 ①19.1cm（前缺）、②49.0cm、③49.2cm、④49.0cm、⑤44.0cm

界巾1.8cm

界線：あり（折界）

題記：なし

卷篇部注記：「聖僧縁第四」

對應部分：『諸經要集』

①後半～⑤卷5 受請部7 聖僧縁4（全）

⑤卷5受請部7施食縁5 *一行のみ 餘白を残して中斷
備考：P.2370 ①老子道德經序訣、②太極隱訣、③道經上
P.2370V 前半は剃髮・著袈裟・三歸五戒などの文

P.2370 は黄味を帯びた良質の紙に、端正な楷書體で書寫された寫本である。表面には道教の經典などが書寫されており、赤尾榮慶氏によれば八世紀ごく初期の書寫とみられるとのことである。P.2370V の冒頭は缺損しているが、師の阿闍梨を請じて剃髮し、三歸五戒十戒を授かる次第が記されている。その後改行して「聖僧縁第四」と記され、『諸經要集』卷五受請部七聖僧縁四が全文書寫される。「聖僧縁第四」という章題を含め、本文は『諸經要集』の該當部分と一致するので、『諸經要集』からの引用とみて問題ない。そのあと、つづけて章題なしに『諸經要集』卷五受請部七施食縁五からの引用が一行だけあり、途中で中斷している。前半の授戒法と「聖僧縁」の内容とがどのように関連するののかという點に関しては今後さらなる検討が必要であるが、この寫本ではあきらかにひとつづきのものとして書寫されており、授戒の場において『諸經要集』が利用されている例と考えてよいであろう。

次の S.6888 もまた授戒との関連の推測される寫本である。

○ S.6888

紙數：30 紙

法量：縦 28.7cm

横 ① 2.0cm (前缺)、② 40.0cm、③ 39.6cm、④ 39.8cm、⑤ 40.0cm、
⑥ 39.7cm、⑦ 39.4cm、⑧ 39.2cm、⑨ 39.0、⑩ 39.9cm、⑪ 39.9cm、
⑫ 27.2cm、⑬ 39.7cm、⑭ 40.2cm、⑮ 41.0cm、⑯ 31.4cm、⑰ 29.2cm、
⑱ 40.0cm、⑲ 40.0cm、⑳ 20.4cm、㉑ 26.2cm、㉒ 39.8cm、㉓ 40.2cm、
㉔ 40.0cm、㉕ 39.8cm、㉖ 40.3cm、㉗ 40.0cm、㉘ 40.1cm、㉙ 39.8cm、
㉚ 3.0cm (後缺)

界線：あり (朱)

題記：なし

卷篇部注記：なし

對應部分：後掲の別表参照

現存するのは三十紙であるが、前後が缺けており、もとはかなり長大な寫本であったと考えられる。第十六紙と第十七紙の間に、空白をはさんで裏打ちされている部分があるが、本来つづいていたかどうかは不明である。また、第二十紙と第二十一紙の紙繼部分では本文が繋がらないことから、間に缺落が考えられる。

卷篇部といった注記は皆無で、すべてひとつづきに書寫されている。欄外には「孝」「口香」といったインデックスとみられる書き入れがあるが、本文と同筆かどうかは判断しがたい。

全體は三つの部分に大別できる。冒頭からはその多くを『法苑珠林』から引用したとみられる記事がつづく (A)⁴。ついで三歸・五戒・八戒・菩薩戒といった授戒の次第が記される (B)。さらに、その後には『經律異相』からの引用とみられる記事が列擧されるという形になっている (C)。それぞれの對應箇所については後掲の別表を参照されたい。便宜的に引用記事には敦煌寶藏の寫眞番號とアルファベットを付した。

(A) の『法苑珠林』からの引用は、『法苑珠林』の卷と出現順は一致せず、恣意的に引かれているものと考えられる。記事の篇部を手がかりに概観すると、ゆるやかな連關が見いだせる。恩に關する記述 (1-a、報恩部) にはじまり、香華や然燈といった供養 (1-f~3-b、華香篇・然燈篇・懸幡篇)、五欲を中心とする欲蓋に關する記述 (3-c~4-e、欲蓋篇五欲部) がつづき、その後、入道 (5-a~6-b、入道篇) から受戒 (7-a~8-a、受戒篇)、破戒 (9-a、破戒篇) へとつながる。この入道、受戒、破戒という流れは、(B) の授戒の次第へと無理なく接續するといえよう。

(B) の授戒に關連する部分は、末尾の一條 (11-c) 以外は類書類に一致する記述がみられず、實際の儀禮での次第が記されている。なかには敦煌寫本中の授戒關連の寫本に近いものも散見する。例えば (B) の最初の部分は以下のようなものである。

戒如大地力	能生禪定芽	戒如大海水	具足功德寶	戒如大藥王
滅除煩惱病	戒如大寶珠	能滿衆生願	戒如大猛將	降伏四魔衆
戒如大寶劍	能破生死敵	戒如大寶船	能度三有海	戒如大導師
導諸求道者	戒如大法鼓	聲震滿十方	戒如大智燈	能破無明闇

(別表 9-b)

上部の餘白に「歎戒」と注されているのと對應するように、類似の表現がΦ.109『八關齋戒文』の「第一讚戒功德」にみられる。

故諸經中讚戒功德、戒如大地草、能生禪定芽。戒如大海水、具功德寶。
戒如大劫火、能燒煩惱薪。戒如大導師、引諸求道者。戒如大輪王、所
往無障。戒如大智炬、能破無明闇。戒如大法船、能度三有海。戒如大

⁴ 『諸經要集』と同文箇所も散見するが、『諸經要集』に該當箇所がなく、『法苑珠林』のみにみられる部分も多いことから、『法苑珠林』にもとづく判断した。別表には参考のために『諸經要集』との對應箇所をも示した。

猛將、能伏諸魔怨。戒如大慈父、能拔衆生苦。戒如大慈母、能以衆生樂⁵。

また、慧沼本「受菩薩戒儀」(11-a)⁶や、『菩薩瓔珞本業經』(11-b)⁷に同文が見いだせるものもある。一方で、まったく類例をみいだせない部分も散見するが(10-a)、(B)の部分は、あるいは敦煌における授戒儀禮の實際を反映したものとも考えられる。

このように考えると、(B)に先行する(A)は授戒の場において戒を説くための説草として編まれた可能性があるのではないか。日本の資料に關してではあるが、山崎誠氏は、仁和寺藏『紺表紙小雙紙』所收『宮御受戒次第』などを例に、授戒の儀式の中で、「經論の引證と因縁の引用を巧みに組み合わせて、場に即應した説戒が授けられていた」ことを推測される。その上で、そういった説戒の實際の内容については「非公開の場で行われる儀式故に、テキストとして記録されることが稀れなのではあるまいか」とされる⁸。S.6888の(A)の部分は、まさにこの説戒のために編まれたテキストなのではないか。

それでは(C)の部分はどうか。この部分に引かれる記事は、『經律異相』にすべて對應記事がみいだせる⁹。しかし、記事の並びは、(A)と同様『經律異相』の出現順と一致しない。また、記事の内容をみても、配列の意圖がうかがいにくい。しかし、(C)にも説戒にふさわしい説話が含まれていることは注目してよいであろう。

譬喩經云、昔五百比丘、行大深山、值遇劫寇。劫其衣裳、縛諸比丘、悉令坐地、攬生草、合結其手、而便捨去。此諸道人、適欲殺草、各各生念、寧自滅身、終不違戒。國王出獵、見諸比丘坐于曠野。下馬作禮、問其意故。即具便答。將歸供養(14-b)

雜譬喩經云、外國有沙門。行乞到賣珠家。主人爲取飯食。鵝便吞珠。主人不見、因問沙門。答云我不取。主人復問、他人取耶。答云無。主人瞋曰、我適致珠、乃無他人。沙門不取珠、今何在。便搥沙門、血出流地。沙門故云、我不取珠。須與鵝出飲地血。與杖相遇、鵝即死。復欲舉手、搥於沙門云、止聽我語。鵝吞之。即破鵝得珠。主人謂沙門曰、何

⁵ 荒見泰史「押座文及其在唐代講經軌範上的位置」(『敦煌變文寫本的研究』第三章、2010年)。

⁶ 『勸發菩提心集』下(大正藏45、396頁a)。

⁷ 『菩薩瓔珞本業經』(大正藏24、1021頁b)。

⁸ 山崎誠「説戒考」(『國文學研究資料 紀要』23、平成9年3月)。

⁹ 管見の限り、敦煌寫本中に『經律異相』寫本は確認できず、敦煌における『經律異相』受容の様相は『法苑珠林』、『諸經要集』以上によくわかっていない。その意味でも、『經律異相』系の説話本文を保存するS.6888は貴重である。

不早説、乃使如是。沙門云、我持佛戒、不得殺生。即欲説之、恐殺鵝。
今鵝既死、我乃説之。鵝若活、卿搥我死、我終不説也。主人便自剋責、
悔過報謝之。沙門不瞋、顔色不變。(14-c)¹⁰

ここに連続して引かれる二話は、いずれも殺生戒を持つために自らの命を惜しまない人物に関する説話であり、戒を説く際に有効なものであろう。事実、これらを對にしたものが傳増賀筆『授菩薩戒儀』や源信『出家菩薩戒作法』にもみられることが山崎氏によって指摘されている。

故賊縛比丘脫**草繫**於王遊、乞食沙門顯**鵝珠**於死後。

(傳増賀筆『授菩薩戒儀』¹¹)

依之乞食沙門顯**鵝珠**於死後、賊縛比丘脫**草繫**於王遊。

(源信『出家菩薩戒作法』¹²)

(C) に引かれる二話の上部餘白には、それぞれ「草繫」「鵝珠」との注記がみられるが、それらがこの對句にみられることから、廣く知られた因縁であったことが想像される。この二話が殺生戒を説く際に(C)のようなテキストにもとづいて語られた可能性は十分あるだろう。

ただし、(A) や (C) には一見すると授戒とは無関係と思われるような説話も多く含まれており、すべての記事について説戒の文脈に還元できるかどうかについては、さらなる詳細な検討が課題である。ひとまずここでは、授戒の儀禮のなかで語られる引證や因縁を提供するものとして、『法苑珠林』や『經律異相』といった佛教類書が重要な役割を果たしていた可能性を指摘しておきたい。

以上、粗々ではあるが、敦煌寫本中の『法苑珠林』、『諸經要集』に關連する寫本を概観してきた。全文を書寫したものから、省略を加えつつ書寫したものなど、粗密の差はあるものの、『法苑珠林』も『諸經要集』も書承されている様子がうかがえる。さらに、S.5624 や P.2163 のように、兩書の簡約版ともいべきものも残っている。教理的な事項や説話記事を簡便に参照可能できる『法苑珠林』や『諸經要集』が、廣く讀まれ、使われていたことがうかがえるのである。このことは S.5915 や S.5624 のように携帯や檢索に便利な列帖装や折帖に仕立てられた寫本が残っていることから裏付けられよう。

¹⁰『經律異相』十九 聲聞不測淺深僧部第八「比丘遇劫被生草縛不敢挽斷十二」(大正藏 53, p.106a)、同「沙門行乞主人有珠爲鸚鵡所吞橫相苦加忍受不言二十一」(p.108a) に對應。ただし經律異相は鵝ではなく鸚鵡であるなど、異同もある。

¹¹土橋秀高「授菩薩戒儀」考(『戒律の研究』第六章 日本佛教の戒律 第一節、永田文昌堂、昭和 55 年)。

¹²『出家菩薩戒作法』(大日本佛教全書 49、19 頁 a)。

さらに、『法苑珠林』や『諸經要集』から必要な記事を抜書した寫本も残存し、『法苑珠林』などを介して、經論にふくまれる教理や説話が、実際に利用されていたことが推測される。そしてそれが利用されたのは、おそらくさまざまな法會の場や儀禮の場においてであったのであろう。そう考えると、『法苑珠林』や『經律異相』からの引用と授戒の次第が組み合わされたS.6888は、テキストとして残りにくいとされる儀禮の場で実際に語られた説話を保存する可能性があるものとして貴重である。今後、授戒関連の資料との比較検討を重ねることで、佛教類書を介して説話が利用される様相がさらにかびあがってくるであろう。

(作者は筑波大學人文社會科學研究科助教)

別表：S.6888 引用記事一覽

- ・「敦煌寶藏」欄には『敦煌寶藏』掲載の寫眞番號を示し、引用記事ごとにアルファベットを付した。
- ・破損等により脱落している部分について、同文的同話などで補える場合は【 】で括って示した。
- ・同話ではあるが非同文である場合△を付し、原據等を適宜注記した。

紙數	敦煌寶藏	引用冒頭	經律異相		諸經要集				法苑珠林				備考	
			卷		卷	部	篇	緣	卷	篇	部	部		
A	01	1-a	【梵網經云】*前缺			2	敬法 2	報恩 7		24	說聽 16	報恩 8		
	02	1-b	涅槃經云											孟蘭盆經讀述に同文
		1-c	五分律云											
		1-d	毘尼母論云											
		1-e	僧祇律云			9	思愼 17	愼用 5	45	納諫 42	引證 2			
		1-f	莊嚴論			4	香燈 6	華香 2	36	華香 33	引證 2			
	03	2-a	阿闍世王受決經云			〃	〃	然燈 3	35	然燈 31	引證 2			
		2-b	譬喻經云			〃	〃	〃	〃	〃	〃			
	04	3-a	施燈功德經云			〃	〃	〃	〃	〃	〃			
		3-b	迦葉詰阿難經云			〃	〃	懸幡 4	36	懸幡 32	引證 2			
		3-c	尋諸經論			12	欲蓋 20	述意 1	71	欲蓋 81	五欲 1	述意 1		
		3-d	涅槃經云			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
		3-e	五欲縛衆生			〃	〃	五欲 2	〃	〃	〃	欲繫 2		
		3-f	涅槃經云			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
		3-g	加其法塵即是六塵			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
		3-h	涅槃經云			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
		3-i	智度論云			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	阿欲 4	
	05	4-a	頻婆娑羅王			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
		4-b	如五百仙人			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
		4-c	復有一比丘			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
		4-d	當自覺寤			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
		4-e	過去世時			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
	06	5-a	雜寶藏經云			4	入道 4	引證 4	22	入道 13	引證 4			
	07	6-a	智論偈			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
		6-b	付法藏經云			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
	08	7-a	希有校量功德經說						87	受戒 87	三歸 3	効能 2	△取意	
		7-b	譬喻經云	44	10	男庶人上								
		7-c	賢愚經云						88	受戒 87	八戒 5	効能 3		
	09	8-a	智度論云						〃	〃	〃	〃		
	10	9-a	戒消災經說	43	16	估客			90	破戒 88	引證 2			
B		9-b	戒如大地力											Φ.109 に部分的に一致
	11	10-a	弟子△甲等											
		10-b	菩薩戒有八種勝											
	12	11-a	將受菩薩戒											慧沼本受菩薩戒儀に同文
		11-b	佛子受無盡戒											菩薩瓔珞本業經に同文

C	11- c	智度論云							90:破戒 88	引證 2			
	11- d	雜譬喻經云	44:10	男庶人上									
	13	12- a	譬喻經云	〃 20	〃								
		12- b	雜阿含經云	〃 31	〃								
		12- c	出生經云	〃 34	〃								
		14	13- a	譬喻經云	〃 18	〃							
			13- b	百喻經云	〃 14	〃							
			13- c	賢愚經云	34:02	諸國王女							
		15	14- a	智度論云	12:05	出家菩薩僧							
			14- b	譬喻經	19:12	聲聞不測 僧 8 淺深							
			14- c	雜譬喻經云	〃 21	〃	10:持戒 2	勸持 2	△大莊 嚴論	82:六度 85	持戒 2	引證 3 △	
		16	15- a	大智度論云	〃 13	〃							
			15- b	普曜經云	41:11	婆羅門				33:興福 27	生信 3	△智度 論	
		17	15- c	【譬喻經云】 *前缺	48:1	蟲畜生下 蟲 7				28:神異 20	雜異 5		前紙と連続し ない可能性
			16- a	雜譬喻經云	13:1	聲聞無學 1 僧 2				33:興福 27	修造 5	△付法 藏經	
		18	17- a	摩訶迦葉度貧母經	〃 2	〃	6 貧賤 11	貧女 5	△同經	56:貧賤 64	貧女 5	△同經	
		19	17- b	賢愚經云	〃 7	〃							
			18- a	又四分律云	〃 8	〃							
		20	18- b	福報經云	〃 9	〃							
		21	19- a	【彌沙塞律云】 *前缺	〃 15	〃							前紙と連続し ない可能性
		22	19- b	大智度論云	14:2	聲聞無學 2 僧 3				53:機辯 58	羅漢 3	△同經	
		23	20- a	雜藏經云	〃 4	〃							
			20- b	賢愚經云	〃 8	〃	△前 半のみ						
		24	21- a	四分律云	15:1	聲聞無學 3 僧 4							
			22- a	賢愚經云	〃 2	〃	6 貧賤 11	貧女 5	△同經	56:貧賤 64	貧女 5	△同經	
		25	23- a	僧祇律云	〃 5	〃							
			23- b	犢子經云	〃 12	〃							
		26	23- c	阿育王經云	16:5	聲聞無學 4 僧 5							
			24- a	羅旬踰經云	〃 7	〃							
		27	25- a	增一阿含經云	17:10	聲聞無學 5 僧 6							
		25- b	法句譬喻經云	18:18	聲聞無學 6 僧 7								
	28	26- a	福報經云	22:4	聲聞無學 僧 11 沙彌								
		26- b	法句譬喻經云	18:28	聲聞無學 6 僧 7	10:六度 18	禪定 5	定相 2 △同經	84:六度 85	禪定 5	引證 2 △同經		
		26- c	又蓮華女經云	23:5	聲聞無學尼 僧 12								
	29	27- a	觀佛三昧經云	〃 9	〃	15:十惡 23	邪見 10	△同經	79:十惡 84	邪見 13	引證 2		
	30		*後缺								△同經		